公益財団法人船橋市福祉サービス公社補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、公益財団法人船橋市福祉サービス公社(以下「公社」という。)が、地域福祉の促進を図り、多様な福祉ニーズに応じたきめ細やかなサービスを提供するために行う、総合的な福祉事業に要する経費に対して補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。
- 2 公益財団法人船橋市福祉サービス公社補助金(以下「補助金」という。)の 交付については、船橋市補助金等の交付に関する規則(昭和56年船橋市規 則第50号。以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるところによる。 (補助対象事業及び対象経費)
- 第2条 補助金交付の対象となる事業及び経費は別表に掲げるとおりとする。 ただし、国・県及び市の定める他の制度を活用して補助を受ける経費がある 場合には、これを当該事業の補助対象経費から除くものとする。

(補助金の額)

第3条 公社に対して交付する補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める額とし、別表に掲げるとおりとする。

(交付申請)

- 第4条 公社は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) その他市長が必要があると認める書類
- 2 公社は、前項の規定により申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付の条件)

- 第5条 市長は、補助金の交付決定をする場合には、次の各号に掲げる事項に つき条件を附するものとする。
 - (1)補助事業の内容又は経費の配分の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。
 - (2)補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。

- (3)補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (4) その他市長が必要と認める条件。
- 2 市長は、第4条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額 を減額する旨の条件を付して、交付の決定を行うものとする。

(交付決定の通知)

第6条 市長は、補助金の交付決定をしたときは、その決定の内容及びこれに 条件を附した場合には、その条件を補助金交付決定通知書(第2号様式)に より公社に通知する。

(計画変更等の承認)

第7条 公社は、補助事業の計画変更等をしようとするときは、速やかに補助 事業変更(中止・廃止)承認申請書(第3号様式)により市長の承認を受け なければならない。

(実績報告)

- 第8条 公社は、補助事業が完了したときは、速やかに補助事業実績報告書(第4号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告をしなければならない。
 - (1) 収支決算書
 - (2) その他市長が必要があると認める書類
- 2 第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をしたときは、前項の規定 による実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明 らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。 (額の確定)
- 第9条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査 し、適正であると認めた場合は補助金の額を確定し、その旨を補助金交付確定 通知書(第5号様式)により通知する。

(交付の請求)

第10条 公社は、規則第15条第1項の規定により、補助金の交付を受けよ うとするときは、補助金交付請求書(第6号様式)に補助金交付決定通知書 の写しを添えて市長に請求しなければならない。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 公社は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、公益財団法人船橋市福祉サービス公社補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書(第7号様式)により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌年度6月30日までに市長に

報告しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りではない。また、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

(書類の保管)

第12条 公社は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、 当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事 業完了後10年間保管しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。 附 則

この要綱は、平成25年3月27日から施行し、平成24年度以後の年度分の事業に係る補助金について適用する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

加权		
補助対象事業	会計区分	補助金の額及び補助対象経費
1. 財団運営管理費	法人会計 (管理 費)	1.経常費用の管理費(補助対象外経費を除く。)から収入(補助対象外経費充当分を除く。)を除いた額(対象経費)報酬、給料、手当、賃金、退職給付費用、福利厚生費、旅費交通費、通信運搬費、消耗品費、修繕費、印刷製本費、燃料費、光熱水費、賃借料、支払手数料、保険料、諸謝金、租税公課、支払負担金、委託費、理事会議費、その他会議費
1.公社自主事業 (収入ので人ので人ので人ので人ので人ので人ので人ので人のでしている事としている事と、シニズラン・デー・デーンが事業をである。 (2) は対する事業である。 (3) は、対対である。 (4) は、対対では、対対である。 (4) は、対対である。 (5) は、対対である。 (6) は、対対である。 (7) は、対対である。 (8) は、対対である。 (9) は、対は、対対である。 (9) は、対は、対対である。 (9) は、対は、対は、対は、対は、対は、対は、対は、対は、対は、対は、対は、対は、対は	公益目的 事業会計 事業 費)	1. 公社自主事業に要した人件費 (対象経費) 給料、手当、賃金、退職給付費用、福利厚生 費

補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長

あて

申請者 所在地 団体名 代表者氏名

補助金の交付を受けたいので、公益財団法人船橋市福祉サービス公社補助金 交付要綱の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助金の名称				
補助事業等	名 称					
	目的及び内容					
経費所要総額						円
交付申請額						円
着手及び完了予定年月日		着手予定	年	月	日	
		完了予定	年	月	日	
		1. 事業計画書				
添付書類		2. 収支予算書				
		3. その他()

消費税の適用に関する事項 (該当するものに☑)

補助金交付決定通知書

船橋市高福指令第 号 年 月 日

所在地申請者団体名代表者氏名

船橋市長

年 月 日付申請のあった補助金の交付について次のとおり決定したので、公益財団法人船橋市福祉サービス公社補助金交付要綱の規定により通知します。

補助年度	年度	補助金の名称	
補助事業等の名称			
経費所要総額のう ち補助の対象とな る経費			
交付決定額			円
交付予定時期			
交付条件	市長の承 2. 補助 3. 補助 3. 無難 を で る。	(認を得ること。 事業を中止又は廃止 事業が予定の期間内 こったときは、速や	の配分の変更をするときは、 するときは、市長の承認を得 に完了しないとき又は遂行が かに市長に報告してその指示 る条件。

(注) 上記決定に対して異議があるときは、速やかに文書で申請の取下げをすること。

補助事業変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日

船橋市長

あて

所在地 補助事業者 団体名 代表者氏名

補助事業を変更(中止・廃止)したいので、公益財団法人船橋市福祉サービス公社補助金交付要綱の規定により、次のとおり申請します。

指令年月日	月	日	指令番号	船橋市高福指令第 号	
補助年度	年度	補助]金の名称		
補助事業等の名称					
変更又は中止(廃止)					
の理由					
(変更の場合)	(変更前)				
補助事業等の内容	(変更後)				
変更又は中止(廃止) 年月日			年 月	日(予定)	
添付書類					

補助事業実績報告書

年 月 日

船橋市長

あて

所在地 補助事業者 団体名 代表者氏名

公益財団法人船橋市福祉サービス公社補助金交付要綱の規定により、補助事業の実施状況を次のとおり報告します。

円
円
円

補助金交付確定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

所在地 申請者 団体名 代表者氏名

船橋市長

年 月 日付で実績報告のあった補助事業について、次のとおり補助金の額を確定したので、公益財団法人船橋市福祉サービス公社補助金交付要綱の規定により、通知します。

指令年月日	年	月日	3	指令番号	船橋市高福指令第	号
補助年度		年度	芝	補助金の名称		
補助事業等の名称						
交付決定額						円
補助対象経費精算額						円
補助率						%
交付確定額						円

補助金交付請求書

年 月 日

船橋市長あて

補助事業者 所在地 団体名 代表者氏名

公益財団法人船橋市福祉サービス公社補助金交付要綱の規定により、補助金 の交付を次のとおり請求します。

指令年月日	年	月	日	指令番	号	船橋市高福指令第	号
補助年度		左	F度	補助金	の名称		
補助事業等の名称							
交付決定額							円
交付確定額							円
既交付額		年年	月月		交付 交付	計 	円 円 円
今回交付請求額							円
未交付額							円
添付書類	1. 2.]金交·)他(付決定通	 毎知書の	·写)	

第7号様式

公益財団法人船橋市福祉サービス公社補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地 団体名 代表者氏名

年 月 日付 第 号により交付決定があった公益財団法人船 橋市福祉サービス公社補助金について、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付確定額

金

2 確定申告により確定した公益財団法人船橋市福祉サービス公社補助金に係 る消費税仕入控除税額(※消費税の申告義務がない場合も0円と記載するこ と)

金 円

- ※0円の場合はその理由について☑
 - □消費税の申告義務がない
 - □簡易課税方式による申告を行っている
 - □消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
 - □その他(返還額算出シートによる計算の結果、返還額が0円だった場合など)
- 3 添付資料
- ・返還額算出シート

(申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第3に掲げる法人等であって 特定収入割合が5%を超える事業者は添付不要)

・別添添付書類チェック表及び該当書類のとおり

別添 添付書類チェック表

※ 本用紙と合わせて該当する添付書類を提出してください。

申告形式	添付書類	提出書類 に☑
消費税の確定申告の義 務がない	○免税事業所であることを証する書類 【任意様式】	
簡易課税方式により申 告している場合	○消費税確定申告書(簡易課税用)(写)	
公益法人(一般社団法 人、社会福祉法人、宗教 法人)等で特定収入が 5%を超えている場合	○消費税確定申告書(写)○消費税確定申告書付表 2 (計算表)(写)○特定収入割合を確認できる書類【任意様式】	
課税売上割合が95% 以上かつ課税売上高が 5億円以下の法人等		
課税売上割合が95% 未満または課税売上高 が5億円超の法人等で あって一括比例配分方 式により消費税の申告 を行っている場合	○消費税確定申告書(写) ○消費税確定申告書付表 2(計算表)(写)	
課税売上割合が95% 未満または課税売上高 が5億円超の法人等で あって、個別対応方式に より消費税の申告を行 っている場合		